

令和6年12月13日

遠軽町条例第33号

遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

遠軽町長 佐々木修一

遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

遠軽町議会の議員の定数を定める条例（平成17年遠軽町条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「15人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の遠軽町議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。